

社会福祉法人玉依会

令和7年度事業計画書

拠点区分 なの花認定こども園

拠点区分 さんてらすなの花

拠点区分 なの花のぎ認定こども園

拠点区分 ハピリなの花

令和7年3月18日

目次

第一章	なの花認定こども園拠点区分		
	なの花認定こども園サービス区分	・ ・ ・ ・	2
	遊学館なの花サービス区分	・ ・ ・ ・	6
	法人本部サービス区分	・ ・ ・ ・	8
第二章	さんてらすなの花拠点区分	・ ・ ・ ・	9
第三章	なの花のぎ認定こども園拠点区分		
	なの花のぎ保育園のぎサービス区分	・ ・ ・ ・	11
	遊学館なの花のぎサービス区分	・ ・ ・ ・	16
第四章	ハピリなの花拠点区分	・ ・ ・ ・	18

第一章 なの花認定こども園拠点区分

なの花認定こども園サービス区分

1. 認定こども園の運営

(1) 定員 110名(2・3号 105名、1号 5名)

(2) 年齢別入所児童数見込み

組名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いちご	乳児	3 (0)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
さくらんぼ	1歳児	15 (0)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
りんご	2歳児	17 (4)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
たんぽぽ	3歳児	20 (1) 【2】	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
すみれ	4歳児	20 (2) 【1】	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
ひまわり	5歳児	18 (1)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	計	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96

()は保育短時間認定の児童数 【 】は1号認定こども

(3) 職員の採用

新規採用 2名
常勤保育教諭 1名
保育補助 1名

(4) 職員会議の開催状況

- ① 職員会議 月2回程度
- ② 未満児・以上児部会 月1回程度
- ③ 給食委員会 月1回程度
- ④ 事故発生防止委員会 随時

上記以外に、行事等必要に応じ臨時の職員会を招集

2. 教育・保育計画

(1) 教育・保育の基本理念

子ども達の健やかな成長を願い、愛情と真心をこめて教育・保育を行う。子どもたちの成長の喜びを家族の方や地域の皆さんと共有し夢を持つ子どもを育て、社会に貢献する。

(2) 基本方針

「情緒が安定し、健康で安全に過ごせる生活環境を用意する」
「家庭や地域社会との連携を密にし、家庭教育を補完する」
「本物体験を通し豊かな想像力や表現力を育てる」

(3) 教育・保育目標

「いのちを輝かせ、生き生きと自己を表現し、自らの能力や可能性を発揮し、未来をきり開いていく子どもを育てる」を教育・保育目標とする。

(4) 教育・保育時間

【2号・3号認定】

午前7時15分～午後7時00分（平日のみ延長保育時間午後6時15分～7時00分）

【1号認定】

午前8時45分～午後4時45分（平日・土曜・夏期冬期休業期間の預かり保育あり）

(5) 教育・保育内容

- ① 乳児クラスは担当制を取り入れる。子どもの日々の記録を行い、基本的な生活習慣の確立や一人一人の成長や個々の発達を促す教育・保育を実施する。
 - ② 『土遊び』など、自然との本物体験を通して熱中して遊ぶ力や感性を育てる。体験の中から生まれる活動を大切に、喜んで表現をする心を育てる。
 - ③ 花や野菜を植えたり小動物を飼育することで、成長の様子を観察したり愛着心が芽生えるようにする。
 - ④ 大庭地区の市民農園を借用し四季折々の野菜生育に携わる経験を増やす。
 - ⑤ プール遊びを積極的に行い、水への恐怖心を無くし水遊びを楽しむ。
 - ⑥ 0歳児からの描画・製作、絵本の読み聞かせを行う。
 - ⑦ 3歳児以上の年間指導計画に知育遊びを取り入れ、遊びの中でルールを身に付けたり集中力を養う。
 - ⑧ 「笹まきづくり」(年長児のみ)「味噌づくり」「田植え」などを体験し食べ物大切さと日本古来の食文化を学ぶ。
 - ⑨ ストーリーテリングおはなしタムタム(月1回)を通じて、聞く姿勢と物語の楽しさを学ぶ。
 - ⑩ 「安心」「安全」「おいしい」をテーマにした給食を実施する。育てた野菜を使いクッキングなどを通して『食』の大切さを伝える。
 - ⑪ 4歳児・5歳児の活動において、ダンス講師の指導のもと(隔週1回)体幹を整える運動と音楽を感じながらヒップホップダンスを行う。
 - ⑫ 5歳児は島根県サッカー協会の指導員によるサッカー教室(月1回)を行う。
- ※ 具体的な教育・保育内容については、「全体的な計画」「年間指導計画」にもとづき、「月案」「週案」「個別月案」等にまとめる。

(6) 外部講師、招待予定

内容	講師・招待	回数(年間)
ストーリーテリング(おはなしタムタム)	北郷素子先生	12回
ダンス(基礎体幹作り)教室	門脇のぞみ先生	40回
キッズサッカー教室	島根県サッカー協会	12回

(7) 実施する特別保育事業

- ① 延長保育事業
- ② 一時預かり事業(一般型、幼稚園型)
- ③ 在園の保護者への子育て支援事業
- ④ 地域の保護者への子育て支援事業

(8) 主な行事予定

月	行事	備考
4	入園式、内科健診、保護者会役員会	
5	田植え、保護者会総会、保育参観週間(未満児、以上児)	
6	笹巻き作り、歯科検診、個人面談、プール開き	
7	七夕会、年長児課外活動	
8	おまつりごっこ(以上児)	
9	稲刈り、運動会	
10	親子遠足(バス遠足)、就学前面談、内科健診	
11	作品展	
12	味噌汁パーティー、クリスマス会	
1	味噌づくり体験	
2	節分の会、発表会	
3	花餅づくり、お別れ会、卒園式、入園前説明会	
毎月	身体測定、誕生会、お弁当の日(7・8・9月を除く)、避難訓練、ピカピカデー(掃除強化日)、おはなしタムタム(ストーリーテリング)、ダンス教室、キッズサッカー	

3. 給食・食育

- ① 食物アレルギーのある子どもには、アレルギー疾患生活管理指導表、アレルギー除去食依頼書

- を提出していただき、家庭と医療と連絡を取り合いながら除去食で対応する。
- ② 毎月「和食の日」を設定し、「和食」の良さ伝える。
- ③ 毎月「カミカミメニュー」を設定し、よく噛んで食べる事の大切さを指導すると共に咀嚼力を鍛える献立作りをする。
- ④ 毎日給食の献立を展示し、保護者様から意見を聞けるようにする。
- ⑤ 「笹巻づくり」「味噌づくり」「田植え」などを通じて、日本古来の食文化を学ぶ。
- ⑥ 園舎裏の市民農園を借用し、野菜などを育てる。観察したり、栽培したりして野菜等を用いた「クッキング」を行い、生育や収穫の体験が『食べる』喜びへと一貫した食の指導となるよう努める。

- (1) 乳児
家庭での離乳食の進行状況にあわせて進めていく。また給食室と連携し離乳食の進め方の指導を行う。
- (2) 1～2歳児
完全給食に加え、9時と15時におやつを実施する。
- (3) 3歳児
完全給食と15時におやつを実施。
こども園で栽培した野菜などをクラスで調理し、食事づくりの大変さを体験する。
- (4) 4～5歳児
完全給食と15時におやつを実施。畑で子ども達が栽培した野菜をクラスで調理し、生育と結びつく食育環境を整えると共に食事づくりの大変さを体験する。
「田植え」「稲刈り」などを経験し、「米」の生育や「米作り」の大変さを学ぶ。
- (5) 延長保育児を対象におやつを提供する。

4. 健康管理

「健康管理規程」に基づき、「年間保健計画」を作成し、職員及び園児の健康保持・増進を図る。

- (1) 児童
 - ① 小児科
年2回（4月、10月）こども園嘱託医（いしいクリニック）による健康診断を実施する。
 - ② 歯科
6月にこども園嘱託医（浜田歯科医院）による検診を実施する。検診できなかった場合は、個別に嘱託医にて検診する。
 - ③ 各種検査
5月に検尿検査を実施（島根県環境保健公社）。
- (2) 職員
 - ① 定期健康診断
島根県環境保険公社にて、全職員を対象に健康診断を実施する。（法令通り）
 - ② 雇い入れ時の健診
島根県環境保険公社または医療機関で、雇い入れ時の健康診断を実施する。
 - ③ 検便
乳児室に関わる職員及び調理員は毎月「赤痢菌、サルモネラ菌、O-157」の検査を実施。また一般職員に関しては、年4回同様の検査を実施する。

5. 施設管理

- (1) 安全管理
「学校安全計画」に基づき、施設、園児の安全管理に務める。
 - ①安全点検（施設・設備・園外環境、マニュアルの策定・見直し・共有）
 - ②児童・保護者に対する安全指導等
 - ③訓練・研修（避難、消火訓練等）
 - ④再発防止策の徹底
 - ⑤その他

(2) 衛生管理

学校薬剤師の指導の下、衛生管理計画に基づき施設の衛生管理を実施する。

6. 地域との交流

	団体・施設	内容
夏ごろ	大庭小学校	福祉委員会 年長対象の紙芝居・ゲームなどで交流
春、秋ごろ	大庭地区社会福祉協議会	お弁当包装紙の挿し絵
秋、冬ごろ	大庭小学校	音楽会鑑賞、小学校見学
夏、冬ごろ	大庭地区保幼小連絡会	年長児交流会、管理職会議等

7. 研修他

(1) 外部研修

研修名	時期	対象者
新任職員マナー研修	4月	新任保育教諭
保育士等キャリアアップ研修(マネジメント)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
特別支援教育コーディネーター説明会	未定	特別支援教育コーディネーター
保育教諭・保育士現任研修(中堅)	未定	保育教諭
新任保育士・保育教諭研修	未定	新任保育教諭
実習指導者研修	未定	主幹保育教諭
保育士等キャリアアップ研修(保育実践)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
保育士等キャリアアップ研修(乳児保育)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
松江市幼稚園・保育所・認定こども園等スキルアップ職員研修	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修(障がい児保育)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
特別支援コーディネーター研修	未定	特別支援教育コーディネーター
松江市幼稚園・保育所・認定こども園等職員安全管理研修		保育教諭
松江市幼稚園・保育所・認定こども園等職員キャリア研修	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
リスクマネジメント(安全管理)研修	未定	管理職、リーダー、職務分野別リーダー等
児童虐待研修	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
保幼小連携推進研修	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
保育士等キャリアアップ研修(保健衛生・安全対策)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー、調理担当者等
保育士等キャリアアップ研修(幼児教育)	未定	専門リーダー、職務分野別リーダー等
その他 松江市主催研修		保育教諭等
その他 社会福祉協議会主催研修		保育教諭等
その他 エスコ主催研修		保育教諭等

(2) 施設内研修

研修名	時期	対象者
新任者研修	4月	新任者
処遇改善Ⅱ説明会	4月	全職員
プール安全管理研修	6月	保育教諭他
救命救急講習(松江南消防署)	6月	全職員
事故予防研修	7月	全職員

避難・消火訓練指導（松江南消防署）	1 1 月	全職員
不審者対応訓練	1 月	全職員
人権研修	2 月	全職員
給食訪問指導（子育て政策課管理栄養士）	未定	調理員他
保育訪問指導（子育て政策課）	未定	保育教諭
障がい児保育研修（保育所等訪問支援関係）	未定	保育教諭

8. 福祉サービスの質の向上のための措置等

認定こども園として自らのその提供する教育・保育の質の評価を行い、質の改善を図る

- (1) 保護者向けアンケート調査を1月に実施する。
- (2) 職員向けアンケート調査を1月に実施する

9. その他

- (1) 実習生・ボランティア受入
実習、ボランティアの要請がある場合は、積極的に受け入れる。
- (2) 怪我・事故について
事故発生防止委員会を定期的を開催する。
医療機関にかかる事故が発生した場合、速やかに事故発生防止委員会を収集する。
怪我、事故があった場合は、利用者の生命や治療を最優先とする。
事故の大小にかかわらず、保護者に報告し、併せて保育所担当課に報告する。
必要に応じて「スポーツ振興センター災害給付制度」「しせつの保険」を利用する。
- (3) 意見・苦情報告について
苦情解決責任者が問題解決に努める
苦情内容や解決まで経緯を記録にする

遊学館なの花サービス区分

1. 放課後児童クラブの運営

- (1) 定員 40名
- (2) 年齢別予定児童数

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
2	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
3	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42

- (3) 職員配置
新規採用 無し

2. 支援内容

- (1) 支援の基本理念
「一人一人の子どもを心から愛し、大切に育てる」
- (2) 基本方針
 - ① 「情緒が安定し、健康で安全に過ごせる生活環境を用意する」
 - ② 「家庭や地域社会との連携を密にし、家庭教育を補完する」

③ 「本物体験を通し豊かな創造力や表現力を育てる」

(3) 支援目標

「よく遊び、よく学ぶ」を保育目標とし、『目指すこども像』を以下のとおりとした

- ① 自学自習できる子
- ② 何事にも進んで参加できる子
- ③ 思いやりのある子

(4) 支援時間

- ① 放課後 ～午後 7 時 00 分（平日のみ延長保育時間午後 6 時 15 分～7 時 00 分）
- ② 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分（平日のみ延長保育時間午後 6 時 15 分～7 時 00 分）

(5) 支援内容

- ① 運動、制作活動を取り入れながら支援のねらいをたてる。
- ② 地域の環境を利用し、積極的に園庭、園外保育（散歩、散策）を行う。
- ③ 児童クラブにいる時間に、宿題や課題をする時間をとる。
- ④ 園外活動にも積極的に参加する。
- ⑤ ラキューや海外のボードゲームなどを取り入れ、家庭にはない遊びを提供する。
- ⑥ 1、2 年生については支援員が小学校まで迎えに行き、児童クラブへの移動を支援する。

(6) 課外活動

月日	内容
2025 年 8 月	バス遠足
2025 年 8 月	児童クラブ連絡協議会合同スポーツ大会

(7) 小学校等との連携

時期	内容
2024 年 3 月	なの花認定こども園卒園児に関する引き継ぎ・移行支援会議

3. 給食・食育の実施状況

給食（長期休業中のみ）を提供し、保護者への負担を軽減する。（希望者のみ）

4. 健康管理の実施状況

- (1) 児童
保護者や学校に、児童の健康状態を確認しながら支援に努める。
- (2) 職員
定期健康診断を環境保険公社にて、健康診断を実施する（法令通り）

5. 施設管理

- (1) 災害対策として次のものを実施する
 - ① 避難訓練（年 2 回）
 - ② 通報訓練（年 1 回）
 - ③ 防火設備保守点検（年 2 回）
 - ④ 施設安全点検（月 1 回）

6. 研修

- (1) 松江市が主催する外部研修に参加する

月日	名称	目的	受講者
未定	救命救急講習		支援員
未定	合同消火訓練		支援員
未定	島根県放課後児童支援員認定研修	放課後児童支援員資格取得のため	必要に応じて

7. 松江民設児童クラブ連絡協議会への参加

- (1) 目的

松江市に所在する民設児童クラブが、放課後児童の在り方に関して互いに連絡し、情報交換や課題解決のための協議を行う

(2) 会議・事業

月日	内容
2025年5月頃	2025年度総会、第1回定例会
2025年8月22日	合同スポーツ大会 於鹿島総合体育館

8. 怪我・事故について

怪我、事故があった場合は、利用者の生命や治療を最優先とする。
事故の大小にかかわらず、保護者に報告し、併せて保育所担当課に報告する。
必要に応じて「しせつの保険」を利用する。

9. 意見・苦情報告について

苦情解決責任者が問題解決に努める
苦情内容や解決まで経緯を記録にする

法人本部サービス区分

1. 役員の任期

任期：令和5年6月26日～令和7年定時評議員会終結の時まで

理事 6名
監事 2名

任期：令和7年定時評議員会終結の時～令和9年定時評議員会終結の時まで

理事 6名
監事 2名

2. 評議員の任期

任期：令和3年6月24日～令和7年定時評議員会終結の時まで

評議員 7名

任期：令和7年定時評議員会終結の時～令和11年定時評議員会終結の時まで

評議員 7名

3. 理事会の開催

理事会の開催日とその内容

開催回	日付	議題
第63回	令和7年5月	令和5年度事業報告について 令和5年度決算について 監事監査報告 定時評議員会の開催日時・議題等について
第64回	令和7年6月	理事長選定について
第65回	令和8年3月	令和7年度補正予算案について 令和8年度事業計画、予算案について

4. 評議委員会の開催

評議員会の開催日とその内容

開催回	日付	議題
第41回	令和7年6月	令和6年度決算について

5. 評議員選任・解任委員会の開催

評議員選任・解任委員会の開催日とその内容

開催回	日付	議題
	令和7年6月	評議員の選任について

6. 役員研修

月日	名称	受講者
令和7年7月	社会福祉法人指導監査説明会	役員
令和7年	社会福祉法人監事研修	監事

7. 内部監査

令和7年5月 評議員2名、施設長、事務長立会いのもと実施する

8. 監事監査

令和7年5月 監事2名が実施する

第二章 さんてらすなの花拠点区分

1. 指定放課後等デイサービスの運営

(1) 利用定員 10名

(2) 契約者数（令和7年3月15日現在）
20名

(3) 年間予定児童数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
契約者数		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
開所日数		25	24	25	26	22	24	26	23	24	23	23	26	289
総利	放課後	160	200	210	140	0	200	220	180	170	180	190	150	2000
	学校休業日	90	40	40	120	220	40	40	50	70	50	40	110	910

(4) 職員配置

- ① 管理者兼児童発達管理責任者（OT）1名（常勤1名）
- ② 保育士 3名（常勤3名）
- ③ 専門職員（OT・PT）2名（常勤2名※OT1名、PT1名）
- ④ その他従業者 5名（うち産休・育休1名）

(5) 職員会議の開催

- ① 個別支援に関する会議を実施する
- ② 行事や活動に関する会議を実施する
- ③ 虐待防止・身体拘束適正化委員会を実施する

2. 保育所等訪問事業の運営

(1) 職員配置

放課後等デイサービス事業と兼務する

(2) 年間予定児童数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
契約者数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
利用予定者数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
予定利用数 (○回/月)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36

3. 支援の実施状況

(1) 支援の基本理念

子どもたちの健やかな成長を願い、愛情と真心をこめて支援を行う。
子どもたちの成長の喜びを家族の方や地域の皆さんと共有し、未来を描けるような支援を行う。

(2) 基本方針

- ① 障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるように身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
- ② 地域及び家庭と結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- ③ 前二項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 81 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施する。

(3) 支援目標

自己を表現しながら、自らの能力や可能性を發揮し、未来を切り開いていくことができるような支援を目標とする。

(4) 支援時間

- ① 放課後 ～午後 6 時 00 分
 - ② 午前 9 時 00 分 ～午後 14 時 00 分（15 時 00 分～延長）
- ※平日は 3 時間を超えた場合、学校休業日は 5 時間を超えて支援をした場合に延長とする。実利用時間によって区分分けされている。
（延長区分：①30 分～1 時間未満、②1 時間以上 2 時間未満、③3 時間超）

(5) 支援内容

支援内容は児童発達管理責任者が利用者やその保護者と連携をとり、「個別支援計画」を作成し、それに基づき支援を実施する。

「個別支援計画」は半年に 1 回評価・見直しを行い、利用者またその保護者と協議し新たに作成する。

- ① 施設内の環境を整え、見通しを持って過ごすことや、自身で身辺動作が行いやすくなるよう支援を行う。
- ② 材料や道具、方法を工夫し、児童一人ひとりに合った活動を提供する。
- ③ 児童の言葉に耳を傾け、児童同士でのやり取りが成立しやすくなるようにフォローを行う。
- ④ 周辺の公共施設を活用し、季節の移り変わりを体験したり、文化に触れたりする。
- ⑤ 調理活動を通して、家事動作を体験する機会を設ける。
- ⑥ 植物を育て、手入れを行うにあたり、役割を持って取り組む活動を提供する。

- (6) イベント活動
毎月一回以上のイベントを実施する。施設外での活動やクッキング等を実施する。
- (7) 小学校等との連携
要請があれば移行支援会議等に参加する
利用児の通学する学校生活のモニタリングや、意見交換を実施する
相談支援員等による見学、モニタリングを積極的に受ける
他事業所による施設見学対応 等

4. 健康管理の実施状況

- (1) 児童
保護者様に、児童の健康状態を確認しながら支援に努める
- (2) 職員
定期健康診断を環境保険公社にて、健康診断を実施

5. 施設管理

- 災害対策
- ① 避難訓練（年2回）
 - ② 通報訓練（年1回）
 - ③ 防火設備保守点検（年1回）
 - ④ 施設安全点検（機器点検表により毎日実施）

6. 研修

- (1) 職員の外部研修は積極的に参加する
- (2) 法人内で企画された研修に参加する

7. その他

- (1) 怪我・事故について
怪我、事故があった場合は、利用者の生命や治療を最優先とする。
事故の大小にかかわらず、保護者に報告し、併せて担当課に報告する。
必要に応じて損害保険を利用する。
- (2) 意見・苦情報告について
苦情解決責任者が問題解決に努める
苦情内容や解決まで経緯を記録にする

第三章 なの花のぎ認定こども園拠点区分

なの花のぎ認定こども園サービス区分

1. こども園の運営

- (1) 定員 60名
- (2) 年齢別入所児童数見込み（2次募集後の内定者数）

組名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
おひさま	乳児	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
ひだまり	1歳児	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
そよかぜ	2歳児	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)
せせらぎ	3歳児	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

		(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕	(2) 〔1〕
はやて	4歳児	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉	13 〈1〉
おおぞら	5歳児	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)
合計		67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67

※内訳として () は、短時間保育 [] は1号認定 < > は新2号

(3) 職員の採用

中途採用 1名

(4) 職員会議の開催

- ① 職員会議 月2回程度
 - ② 未満児・以上児部会 月1回程度
 - ③ 給食委員会 月1回程度
 - ④ 行事担当者会議 随時(行事の1～2ヵ月前)
- 上記以外に、行事等必要に応じ臨時の職員会を招集

2. 保育計画

(1) 基本理念

子ども達の健やかな成長を願い、愛情と真心をこめて保育を行う。子どもたちの成長の喜びを家族の方や地域の皆さんと共有し夢を持つ子どもを育て、社会に貢献する。

(2) 基本方針

「情緒が安定し、健康で安全に過ごせる生活環境を用意する」
「家庭や地域社会との連携を密にし、家庭教育を補完する」
「本物体験を通し豊かな想像力や表現力を育てる」

(3) 保育目標

「いのちを輝かせ、生き生きと自己を表現し、自らの能力や可能性を発揮し、未来をきり開いていく子どもを育てる」を保育目標とする。

(4) 保育時間

午前7時15分～午後7時00分(平日のみ延長保育時間午後6時15分～7時00分)

(5) 保育・教育内容

- ① 乳児クラスは担当制を取り入れる。子どもの日々の記録を行ない基本的な生活習慣の確立や一人ひとりの成長や個々の発達を促す保育を実施する。
- ② 『土遊び』など、自然との本物体験を通して熱中して遊ぶ力や感性を育てる。体験の中から生まれる活動を大切に、喜んで表現をする心を育てる。
- ③ 花や野菜を植えたりすることで、生長の様子を観察したり愛着心が芽生えるようにする。
- ④ プール遊びを積極的に行い、水への恐怖心を無くし水遊びを楽しむ。
- ⑤ 0歳児からの描画・製作活動、絵本の読み聞かせを行う。
- ⑥ 3歳児以上の年間指導計画に知育遊びを取り入れ、遊びの中でルールを身に付けたり集中力を養う。
- ⑦ 「節句菓子作り」「味噌づくり」などを体験したり、日本古来の食文化や松江ならではの行事食文化を学んだりする中で、食への興味関心、食べ物を大切にする気持ちを育てる。
- ⑧ 「安心」「安全」「おいしい」をテーマにした給食を実施する。育てた野菜を使ったクッキングなどを通して『食』の大切さを伝える。
- ⑨ 給食及びおやつの喫食時は、机と椅子を用い姿勢や食事マナーに留意する。
- ⑩ 固定遊具、ボルタリング等を活用し運動能力向上や体力づくりを行う
- ⑪ 4歳児・5歳児の活動において、ダンス講師の指導のもと(隔週1回)体幹を整える運動と音楽を感じながらヒップホップダンスを行う。
- ⑫ 5歳児はストーリーテリングおはなしタムタム(月1回)を通じて、聞く姿勢と物語の楽しさ

を学ぶ。

※ 具体的な保育内容については、「保育課程」「年間指導計画」にもとづき、「月案」「週案」にまとめる。

(6) 外部講師

ダンス（基礎体幹作り）教室	門脇のぞみ先生	24回
おはなしタムタム	本郷素子先生 梅田祥子先生	11回 (8月休)

(7) 実施する特別保育事業

- ① 延長保育事業
- ② 一時預かり事業（一般型、幼稚園型）

(8) 主な行事予定

月	行事	備考
4	入園のつどい、保育参観	
5	親子バス遠足（4・5歳児）	
6	笹まきづくり（5歳児）、個別面談、歯科検診、内科検診	
7	プール開き、七夕の会、	
8	夏まつり（園児のみ）	
9	親子散歩遠足	
10	運動会 内科検診 お煎茶の会（5歳児）	
11	造形あそび展、	
12	クリスマス会	
1	お味噌汁パーティー、卒園記念品製作（5歳児園外保育）	
2	発表会、節分の会、味噌づくり体験	
3	花餅づくり（5歳児）、交通安全教室（5歳児）、お別れ会、卒園式 入園前説明会、	
毎月	誕生会、お弁当の日（7・8・9月を除く）、避難訓練、ピカピカデー（掃除強化日）、ダンス教室（隔週）、おはなしタムタム(月1)	

3. 給食・食育

- ① 食物アレルギーのある子どもには、医師によるアレルギー生活管理指導表、保護者によるアレルギー除去食依頼書の提出して頂き、家庭と連絡を取り合いながら除去食で対応し、健康管理に努める。
- ② 季節に応じた旬の食材を取り入れ、食から四季を感じられるようにする。
- ③ 毎月「和食の日」を設定し、利用者様に和食の良さ伝える。
- ④ 毎月「カミカミデー」を設定し、よく噛んで食べる事の大切さを指導すると共に咀嚼力を育む献立作りをする。
- ⑤ 毎日給食の献立を展示し、保護者様に給食への興味や関心を深めて頂けるようにする。
- ⑥ 「笹巻づくり」「味噌づくり」「花もちづくり」を通じて、日本古来の食文化を学ぶ。
- ⑦ 2階建ての環境に適した袋栽培やバケツ栽培、プランター栽培による野菜の栽培やコンテナボックスを利用したミニ水田での稲作体験を行い、その生長を身近に感じられるようにする。また、なの花認定こども園との連携を図り、大庭の市民農園でサツマイモの苗植えや収穫の体験をする。植物の生長観察、栽培から収穫までの過程を知ること、それらの野菜を用いた「クッキング」を行うことにより、生育や収穫の体験が『食べる』喜びへと一貫した食の指導となるよう努める。

(1) 乳児

家庭での離乳食の進行状況にあわせて進める。給食室と連携し、食材のチェック表を基に離乳食の進め方の指導を行う。中期2回食の段階から行き、アレルギーの有無や咀嚼嚥下に留意しながら進める。

(2) 1～2歳児

完全給食に加え、9時と15時におやつを実施する。

(3) 3歳児

完全給食と15時におやつを実施する。

保育園で栽培した野菜などを担任や栄養士が子どもたちの前で調理し、「育てる」「収穫する」「調理して食べる」を一貫して体験する。

(4) 4～5歳児

完全給食と15時におやつを実施する。

生育と結びつく食育環境を整え、子ども達が栽培した野菜をクラスで調理する中で、衛生に留意することの大切さを知り、包丁の安全な使い方等を体験から学びとる。

(5) 延長保育児を対象におやつを提供する。

4. 健康管理

「健康管理規程」に基づき、「年間保健計画」を作成し、職員及び園児の健康保持・増進を図る。

(1) 児童

① 小児科

年2回(春・秋)保育所嘱託医(嘉戸小児科医院)による健康診断を実施する。2回で健診出来なかった場合は3月に健診する。

② 歯科

6月に保育所嘱託医(浜田歯科医院)による検診を実施する。検診できなかった場合は、個別に嘱託医にて検診する。

③ 各種検査

6月に検尿検査を実施(3歳児以上)。

(2) 職員

① 定期健康診断

島根県環境保健公社にて、全職員を対象に健康診断を実施する。(法令通り)

② 検便

乳児室に関わる職員及び調理員は毎月「赤痢菌、サルモネラ菌、O-157」の検査を実施。また一般職員に関しては、年4回同様の検査を実施する。

5. 施設管理

「安全計画」に基づき、施設、園児の安全管理に務める。

(1) 毎月1回、園舎内外の設備や遊具などの点検を実施する。

(2) 災害・防犯対策

① ア)避難訓練(月1回)

イ)広域非難所避難訓練(乃木小)、緊急連絡メール一斉送信訓練

② 消防署通報訓練(年1回)

③ 防火設備保守点検(年2回)

④ 消火訓練(月1回)

⑤ 救命救急講習(年1回)

⑥ 地震体験(年1回)

6. 地域との交流

	団体・施設	内容
夏期・冬期	乃木地区保幼小連絡会	情報交換等による連携を図る
冬期	乃木小学校	1年生と就学前児の交流を行う

園の見学や開放を行い、地域に開かれた施設にする

7. 研修他

(1) 外部研修

研修名	時期	対象者
新任職員マナー研修	4月	新任保育教諭（今年度は無）
《幼保認等職員スキルアップ研修》食育	未定	栄養士・保育教諭
《幼保認等職員スキルアップ研修》指導計画について	未定	保育教諭
《幼保認等職員キャリア研修》保護者支援・対応など	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修（幼児教育）	未定	保育教諭
松江市幼小連携管理職研修会	未定	保育教諭
かしこい体づくりの理論や実践	8月頃	保育教諭
《幼保認等職員安全管理研修》食の安全について	未定	栄養士・調理師
保育士等キャリアアップ研修（障がい児保育）	未定	保育教諭
《幼保認等職員スキルアップ研修》子どもの運動遊び	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修（保育実践）	未定	保育教諭
特別支援教育コーディネーター研修	未定	特別支援コーディネーター
《幼保認等職員スキルアップ研修》幼児教育に関すること	未定	保育教諭
《幼保認等職員スキルアップ研修》	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修（保健衛生・安全対策）	未定	保育教諭
《幼保認等職員スキルアップ研修》子どもと読書	未定	保育教諭
《幼保認等職員スキルアップ研修》子どもの発達と日々の保育向上	未定	保育教諭（保育経験 5 年未満）
新任保育士・保育教諭研修	未定	保育教諭
児童虐待研修	未定	保育教諭
《幼保認等職員安全管理研修》小児救急	未定	保育教諭
《幼保認等職員安全管理研修》教育・保育施設における安全管理	未定	保育教諭・主幹
保育士等キャリアアップ研修（乳児保育）	未定	保育教諭
保育士等キャリアアップ研修（食育・アレルギー）	未定	栄養士・保育教諭
保育士等キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）	未定	保育教諭
幼小連携・接続研修	未定	保育教諭
人権・権利擁護研修	未定	保育教諭
保育士現任研修（中堅）	未定	保育教諭
実習指導者研修	未定	主幹保育教諭
その他（松江市主催研修）	未定	保育教諭
その他（社会福祉協議会主催）	未定	全職員

(2) 施設内研修

研修名	時期	対象者
新任者研修	4月	新任者ありの場合
プール安全管理研修	6月	全保育教諭
救命救急講習	6月	全職員
不審者対応訓練	未定	全職員
保育所給食訪問指導	未定	栄養士・調理師
保育訪問指導（子育て政策課）	未定	全保育教諭
避難・消火訓練指導（松江南消防署）	12月	全職員
人権研修	2月	全職員

8. 福祉サービスの質の向上のための措置等

保育所として自らのその提供する保育の質の評価を行い、質の改善を図る

- (1) 保護者向けアンケート調査を実施する（年1回12月頃）。
- (2) 保育職員向けアンケート調査をに実施する（年1回1月頃）。

9. その他

- (1) 実習生・ボランティア受入
実習、ボランティアの要請がある場合は、積極的に受け入れる。
- (2) 怪我・事故について
怪我、事故があった場合は、利用者の生命や治療を最優先とする。
事故の大小にかかわらず、ヒヤリハットを作成し検証および再発予防策を記録すると共に保護者に報告する。
受診を要する場合は、松江市子育て課の担当部署に報告すると共に、保護者への謝罪・経過説明を行う。受診は、保護者の同意を得た後、担任及び管理職の付き添いのもで行う。必要に応じて「スポーツ振興センター災害給付制度」「しせつの保険」を利用する。
- (3) 意見・苦情報告について
苦情解決責任者が問題解決に努める
苦情内容や解決まで行う経緯を記録にする

遊学館なの花のぎサービス区分

1. 放課後児童クラブの運営

- (1) 定員 40名

- (2) 年齢別予定児童数

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40

- (3) 職員配置
新規採用 無し

2. 支援内容

- (1) 支援の基本理念
「一人一人の子どもを心から愛し、大切に育てる」
- (2) 基本方針
 - ① 「情緒が安定し、健康で安全に過ごせる生活環境を用意する」
 - ② 「家庭や地域社会との連携を密にし、家庭教育を補完する」
 - ③ 「本物体験を通し豊かな創造力や表現力を育てる」
- (3) 支援目標
「よく遊び、よく学ぶ」を保育目標とし、『目指すこども像』を以下のとおりとした
 - ① 自学自習できる子
 - ② 何事にも進んで参加できる子
 - ③ 思いやりのある子

- (4) 支援時間
 ① 放課後 ～午後 7 時 00 分（平日のみ延長保育時間午後 6 時 15 分～7 時 00 分）
 ② 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分（平日のみ延長保育時間午後 6 時 15 分～7 時 00 分）

- (5) 支援内容
 ① 運動、制作活動を取り入れながら支援のねらいをたてる。
 ② 自然環境を利用し、積極的に園庭、園外保育（散歩、散策）を行う。
 ③ 児童クラブにいる時間に、宿題や課題をする時間をとる。
 ④ 園外活動にも積極的に参加する
 ⑤ ラキューや海外のボードゲームなどを取り入れ、家庭にはない遊びを提供する。
 ⑥ 1、2 年生については支援員が小学校まで迎えに行き、児童クラブへの移動を支援する。

(6) 課外活動

月日	内容
令和 7 年 8 月	バス遠足
令和 7 年 8 月	第 10 回児童クラブ合同スポーツ大会

(7) 小学校等との連携

時期	内容
令和 8 年 3 月	なの花認定こども園のぎ卒園児に関する引継ぎ

3. 給食・食育の実施状況

給食（長期休業中のみ）を提供し、保護者への負担を軽減する。（希望者のみ）

4. 健康管理の実施状況

- (1) 児童
 保護者や学校に、児童の健康状態を確認しながら支援に努める。
- (2) 職員
 定期健康診断を環境保険公社にて、健康診断を実施する（法令通り）

5. 施設管理

- (1) 災害対策として次のものを実施する
 ① 避難訓練（年 2 回）
 ② 通報訓練（年 1 回）
 ③ 防火設備保守点検（年 2 回）
 ④ 施設安全点検（月 1 回）

6. 研修

- (1) 外部研修

月日	名称	目的	受講者
未定	救命救急講習	救急救命の知識、スキル向上を図る	支援員
未定	島根県放課後児童支援員認定研修	放課後児童支援員資格取得のため	必要に応じて

7. 松江民設児童クラブ連絡協議会への参加

- (1) 目的
 松江市に所在する民設児童クラブが、放課後児童の在り方に関して互いに連絡し、情報交換や課題解決のための協議を行う
- (2) 会議・事業

月日	内容
令和 7 年 5 月頃	2025 年度総会、第 1 回定例会

8. 怪我・事故について

怪我、事故があった場合は、利用者の生命や治療を最優先とする。
事故の大小にかかわらず、保護者に報告し、併せて担当課に報告する。
必要に応じて「しせつの保険」を利用する。

9. 意見・苦情報告について

苦情解決責任者が問題解決に努める
苦情内容や解決まで経緯を記録にする

第四章 ハピリなの花拠点区分

1. 指定放課後等デイサービス・児童発達支援の運営

- (1) 利用定員 10名
- (2) 契約者数 18名（令和7年3月31日現在）
- (3) 年間予定児童数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
契約者数		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	228
開所日数		21	20	21	22	17	20	22	18	20	19	18	21	239
総利用回数	放課後	170	200	210	140	0	200	220	180	170	140	180	140	1950
	学校休業日	40	0	0	80	170	0	0	0	30	50	0	70	440

※多機能型事業所として児童発達支援と放課後等デイサービスを合算して算出

(4) 職員配置

- ① 管理者兼児童発達管理責任者（OT） 1名（常勤1名）
- ② 保育士 4名（常勤3名、非常勤1名）
- ③ 作業療法士 1名（常勤）

(4) 職員会議の開催

- ① 個別支援に関する会議を実施する（利用児童の計画更新に合わせて）
- ② 行事や活動に関する会議を実施する（毎月）
- ③ 業務・運営全般に関する会議を実施する（毎月）
- ④ 虐待防止および身体拘束適正化に関する会議を実施する（3ヶ月毎）
- ⑤ 感染対策委員会を開催する（3ヶ月毎）
- ⑥ BCP研修、訓練を実施する（年にそれぞれ1回ずつ）

2. 支援の実施状況

(1) 支援の基本理念

子どもたちの健やかな成長を願い、愛情と真心をこめて支援を行う。

子どもたちの成長の喜びを家族の方や地域の皆さんと共有し、未来を描けるような支援を行う。

(2) 基本方針

- ① 障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるように身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
- ② 地域及び家庭と結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- ③ 前二項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 81 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施する。

(3) 支援目標

自己を表現しながら、自らの能力や可能性を発揮し、未来を切り開いていくことができるような支援を目標とする。

(4) 支援時間

- ① 放課後等デイサービス
放課後 ～ 18 時 00 分（3 時間以上の利用は延長として対応）
午前 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分（5 時間以上の利用は延長として対応）
- ② 児童発達支援
午前 9 時 30 分 ～ 16 時 30 分（5 時間以上の利用は延長として対応）

(5) 支援内容

支援内容は児童発達管理責任者が利用者やその保護者と連携をとり、「個別支援計画」を作成し、それに基づき支援を実施する。

「個別支援計画」は半年に 1 回評価・見直しを行い、利用者またその保護者と協議し新たに作成する。

- ① 施設内の環境を整え、見通しを持って過ごすことや、自身で身辺動作が行いやすくなるよう支援を行う。
- ② 材料や道具、方法を工夫し、児童一人ひとりに合った活動を提供する。
- ③ 児童の言葉に耳を傾け、児童同士でのやり取りが成立しやすくなるようにフォローを行う。
- ④ 周辺の公共施設を活用し、季節の移り変わりを体験したり、文化に触れたりする。
- ⑤ 調理活動を通して、家事動作を体験する機会を設ける。
- ⑥ 植物を育て、手入れを行うにあたり、役割を持って取り組む活動を提供する。

(6) イベント活動

毎月一回以上のイベントを実施する。施設外での活動やクッキング等を実施する。

(7) 小学校等との連携

要請があれば移行支援会議等に参加する

利用児の通学する学校生活のモニタリングや、意見交換を実施する

相談支援員等による見学、モニタリングを積極的に受ける

他事業所による施設見学対応 等

3. 健康管理の実施状況

(1) 児童

保護者様に、児童の健康状態を確認しながら支援に努める

(2) 職員

定期健康診断を環境保険公社にて、健康診断を実施

4. 施設管理

災害対策

① 火災避難訓練（年 2 回）

② 土砂・水害避難訓練（年 1 回）

- ③ BCP 訓練・研修（年2回）
- ④ 施設安全点検（機器点検表により毎日実施）

5. 研修

- (1) 職員の外部研修は積極的に参加する
- (2) 法人内で企画された研修に参加する

6. その他

- (1) 怪我・事故について
怪我、事故があった場合は、利用者の生命や治療を最優先とする。
事故の大小にかかわらず、保護者に報告し、併せて担当課に報告する。
必要に応じて損害保険を利用する。
- (2) 意見・苦情報告について
苦情解決責任者が問題解決に努める
苦情内容や解決まで経緯を記録にする

以上